

令和8年度 大阪府主任相談支援専門員養成研修 実施要領

本研修は、「相談支援従事者主任研修事業の実施について」（令和5年6月30日付け こ支障第34号・障発0630第7号）に基づき以下のとおり実施し、主任相談支援専門員配置加算対象の研修とする。

1 研修の目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

2 大阪府における主任相談支援専門員の役割

- (1) 市区町村自立支援協議会など地域の相談支援体制について協議する場への参画をするなど、地域の中核的な役割。
- (2) 大阪府相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習受け入れや受講生への指導的役割。
- (3) 大阪府が実施する主任相談支援専門員養成研修の企画立案への参画及び同研修の講師・ファシリテーターとしての役割。

3 研修対象者

- (1) 障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障がい児相談支援の業務に従事した期間が本研修の受講開始日前において3年（36か月）以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者。
 - ア 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
 - イ 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
 - ウ その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、大阪府又は市町村が適当と認める者であること。
- (2) 主任相談支援専門員養成研修を終了した者

4 受講者の推薦方法

市町村は、管内の相談支援体制を考慮した上で、上記3に該当する者のうち、上記2を担うことが適当と認める者を大阪府に原則1名推薦するものとする。ただし、やむを得ない場合は優先順位を設定のうえ、複数名の推薦も可とする。

5 受講申込み手続き

市町村は、管内の申込者を取りまとめのうえ、大阪府行政オンラインシステムの専用フォームから申込みを行う。

6 受講者の決定及び通知

受講者の決定及び通知は、本府行政オンラインシステムにて実施する。なお、申込者数が定員を超過した場合は、以下により受講者の決定を行う。

ア 各市町村から1名の受講者を決定する。ただし、複数名の推薦者がいる場合は優先順位1位の者を受講決定する。

イ 優先順位2位以降の者については、市町村の主任相談支援専門員配置状況を踏まえて受講者を決定する。

7 定員及び研修日時等

大阪府が市町村に送付する毎年 of 申込案内に、定員、研修日時、研修会場及び受講料等を記載するものとする。

8 修了証書

大阪府は、事前課題の提出を含む研修の全日程修了した者に、修了証書を交付する。ただし、研修開始から10分以上の遅刻や早退の場合は欠席とみなし、受講態度が著しく不良であると判断した場合も欠席とみなし、修了証書は交付しない。

9 個人情報の取り扱いについて

本研修において知り得た個人情報については、受講資格の確認や必要な連絡にのみ用いることとし、研修終了後の修了者名簿は大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課で保管する。